

日常生活用具給付等事業の概要

1. 制度の概要

市町村が行う地域生活支援事業の内、必須事業の一つとして規定。

障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業である。

2. 対象者

日常生活用具を必要とする障害者、障害児、難病患者等

※ 難病患者等については、政令に定める疾病に限る

3. 実施主体

市町村

4. 種目(詳細は(別紙)厚生労働省告示第529号を参照)

(1) 介護・訓練支援用具

(2) 自立生活支援用具

(3) 在宅療養等支援用具

(4) 情報・意思疎通支援用具

(5) 排泄管理支援用具

(6) 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)

→ ストーマ装具、紙おむつ等

5. 申請方法等

市町村長に申請し、市町村による給付等の決定後、給付等を受ける。

6. 費用負担

(1) 補助金の負担割合

国:50/100以内 都道府県:25/100以内

※ 国費の財源は平成24年度の場合、450億円(統合補助金)の内数

(2) 利用者負担

市町村の判断による。

【参考】

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1. 創設年度 | 平成18年10月施行 |
| 2. 根拠 | 障害者総合支援法 第77条第1項第6号 |
| 3. 国の補助根拠 | 障害者総合支援法 第95条第2項第2号 |

(別紙)

○厚生労働省告示第529号(平成十八年九月二十九日)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第七十七条第一項第六号の規定による障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)の日常生活上の便宜を図るための用具は、第一号に掲げる用具の要件をすべて満たすものであって、第二号に掲げる用具の用途及び形状のいずれかに該当するものとする。

一 用具の要件

- イ 障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- ロ 障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの
- ハ 用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの

二 用具の用途及び形状

- イ 介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
- ロ 自立生活支援用具 入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
- ハ 在宅療養等支援用具 電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
- ニ 情報・意思疎通支援用具 点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
- ホ 排泄管理支援用具 ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
- ヘ 居宅生活動作補助用具 障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

(参考)

日常生活用具参考例

種 目		対 象 者
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害
	特殊マット	
	特殊尿器	
	入浴担架	
	体位変換器	
	移動用リフト	
	訓練いす(児のみ)	
	訓練用ベッド(児のみ)	
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害
	便 器	
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害
	T字状・棒状のつえ	
	歩行支援用具→移動・移乗支援用具(名称変更)	
	特殊便器	上肢障害
	火災警報機	障害種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難
	自動消火器	
	電磁調理器	視覚障害
	歩行時間延長信号機用小型送信機	
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害等
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害等
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害等
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害
	盲人用体重計	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害
	情報・通信支援用具※	上肢機能障害又は視覚障害
	点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障害
	点字器	視覚障害
	点字タイプライター	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	
	視覚障害者用拡大読書器	
	盲人用時計	
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害
	聴覚障害者用情報受信装置	
	人工喉頭	喉頭摘出者
	福祉電話(貸与)	聴覚障害又は外出困難
	ファックス(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害で、電話では意思疎通困難
視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)		
点 字 図 書	視覚障害	
排泄管理支援用具	ストーマ造設者 高度の排便機能障害者、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者 高度の排尿機能障害者	
住宅改修費	居室生活動作補助用具 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変	

※ 紙おむつ等の支給がストーマ造設者に対して認められるのは、治療等によって軽快の見込みのないストーマ周辺の著しいびらんやストーマの変形等のためにストーマ装具を装着できない場合であって、ストーマ装具の代替品として認められる。

本市におけるストーマ装具及び付属品の給付対象品目一覧

番号	品目	対象品	用途
1	蓄便袋	ワンピース装具・フランチ・パウチ	
2	蓄尿袋	ワンピース装具・フランチ・パウチ	
3	皮膚保護剤	皮膚保護ペースト 皮膚保護パテ	ペースト状の皮膚保護剤は、ストーマ周囲のしわ・くぼみによる凹凸を埋めて皮膚の表面を平坦にするので、ストーマ装具の皮膚保護剤面板の粘着を助長し排泄物の漏れを防止することができる。ストーマ周囲の皮膚形状は良くないオストメイトに必要である。
		皮膚パウダー	パウダー状の皮膚保護剤は、ストーマ周囲の皮膚がじめじめして皮膚保護剤面板が粘着しない場合に振りかけて皮膚を保護し密着させ、またはストーマと皮膚保護剤面板の隙間に露出している皮膚に振りかけて皮膚への排泄物付着を防ぐために必要なものであり、多くのオストメイトが常用している。
		皮膚ウエハー	ウエハー状の成形可能な皮膚保護剤は、ストーマ周囲の皮膚のしわ・くぼみによる凹凸を補正してストーマ装具の皮膚保護剤面板の密着性を高めシールとして使用する。ストーマ周囲の皮膚形状が良くないオストメイトに必要である。
		皮膚皮膜剤（スキンバリア）	ストーマ周囲の皮膚を排泄物やテープ類などの刺激から守るために、皮膚に塗って薄い皮膜をつくる。皮膚がかぶれやすいオストメイトに必要である。
4	固定具	固定用ベルト 	ストーマ装具のパウチ（ストーマ袋）の部分を固定し、身体の動きで装具がずれたりはがれたりしないようにする脱落防止用として必要である。
		サージカルテープ	ストーマ装具の皮膚保護剤面板の皮膚への密着を助長するために、面板の周囲に貼り付けるかぶれにくい粘着性のテープで、面板のはがれを防ぐ目的で多く使用されている。粘着テープ付の面板を使用しない場合に必要である。
		ストーマベルト	
		腹帯	

5	補正剤	凸面リング （コンバックスインサート） 補正用皮膚保護剤 	ストーマ周囲の皮膚と皮膚保護剤面板を密着させるために、面板のフランチ部分にリング状のものを嵌め込んで凸面を作り排泄物の漏れを防止する。コンバックス内蔵の面板を使用しない場合に必要。
6	剥離剤	リムーバー	皮膚保護剤・サージカルテープ等の粘着力が強い場合に、皮膚に刺激を与えずにこれらを剥がす液体であり、ストーマ装具の交換時に使用する。
7	蓄尿バッグ	レッグバッグ（尿路ストマ） 	遠出や就寝時などで長時間にわたり排出処理ができない時には、通常のパウチ（ストーマ袋）では難しい場合が起こるので、予備の蓄尿袋と接続することにより蓄尿量を増やすことができる。特に就寝時に欠かせない用品である。
		ナイトドレーナージバッグ 	レッグバッグと同様に、就寝時、通常のパウチ（ストーマ袋）に接続して蓄尿するもので、就寝時に欠かせない用品である。
8	ガス抜き用具	ガス抜きフィルター 	ガスによるストーマ袋の膨らみを防止し、ストーマ装具貼付部への負担を軽減するもの。
9	穴あけ用器具	専用ハサミ・専用カッター 	ストーマ（ワンピース）装具の面板を切るときに使うカッター
10	消臭剤	消臭パウダー・消臭フィルム 消臭液・消臭シート	パウチ（ストーマ袋）内の排泄物の臭いを脱臭するために、パウチの中に入れて、あるいはストーマに貼って使用する。
11	入浴等補助具	ミニパウチ ストマキャップ ミニパッド	入浴時にストーマを固定したり防水したりするもの。防水加工されたストーマ孔を水から守るキャップや袋やパッド、ストーマ装具を固定するための防水されたテープなど。
12	接続管	ウロ接続管 コネクター 接続チューブ	蓄尿袋とレッグバッグ（ナイトドレーナージバッグ）を接続する管（チューブ）やコネクター。
13	閉鎖具	ストーマ装具用クリップ・ストッパー	蓄便袋の排出口を閉じるもの。
14	潤滑剤	潤滑剤	ストーマの中に注入することにより、効果的に消臭や洗浄を行うことができる。
15	凝固剤	凝固剤	ストーマ内の水様便をゲル化し、漏れを防止する。

本市におけるストーマ装具の給付状況等について

1 身体障害者数 及び ぼうこう・直腸機能障害者数

身体障害者全体とその内のぼうこう・直腸機能障害者の数はいずれも年々増加している。

年 度	身体障害者数	ぼうこう・直腸機能 障害者数
平成23年3月末	32,898人	1,409人
平成24年3月末	33,993人	1,479人
平成25年3月末	34,762人	1,513人

2 日常生活用具の給付実績

平成24年度における日常生活用具の給付件数と給付額は下表のとおりであり、ストーマ装具（蓄便袋・蓄尿袋）は日常生活用具全体の中で給付件数、給付額ともに大きな割合を占めている。

<平成24年度の給付実績>

種 目		給付件数 (件)	構成比 (%)	給付費 (円)	構成比 (%)	
排泄 管理 支援 用具	ストーマ装具	蓄便袋	12,851	52.49	115,489,186	40.33
		蓄尿袋	3,339	13.64	38,676,294	13.51
	紙おむつ		4,457	18.20	54,284,861	18.96
	紙おむつ（経過的）		2,711	11.07	12,758,731	4.46
	洗腸装具		12	0.05	148,197	0.05
	収尿器		142	0.58	1,059,491	0.37
	その他の日常生活用具		973	3.97	63,950,088	22.33
合 計		24,485	100	286,366,848	100	

3 利用者負担

原則として1割の自己負担があるが、本市では独自に負担上限額を定め、利用者の負担軽減を図っている。

住民票上の世帯状況	利用者負担上限月額	
	本人が最多課税者でない場合	本人が最多課税者の場合
生活保護世帯	負担 0円	負担 0円
市民税非課税世帯	負担 0円	負担 0円
最多課税者が市民税均等割課税であって所得割額が33,000円未満	上限額 4 1 0円	上限額 2 0 0円
最多課税者の市民税所得割額が33,000円以上235,000円未満	上限額 8 3 0円	上限額 4 1 0円
最多課税者の市民税所得割額が235,000円以上460,000円未満	上限額 1, 6 6 0円	上限額 8 3 0円
最多課税者の市民税所得割額が460,000円以上	全額自己負担	

※ 障害者の場合は本人と配偶者、障害児の場合は住民基本台帳上同一の世帯に属する方を同一の世帯とする。

4 ストーマ装具の給付上限額

心身障害者手当の見直しに伴う新たな在宅福祉施策の一環として、団体要望を踏まえて、平成25年1月から次のとおり給付上限額を増額している。

- ・ 蓄便袋 9,000円 → 9,500円 (1か月あたり)
- ・ 蓄尿袋 11,500円 → 12,500円 (1か月あたり)

5 ストーマ装具等の給付適正化について

平成25年4月から、次のとおり給付の適正化を図った。

- ・ 給付対象となる品目の明確化

資料2のとおり、対象品目を具体的に示した。

- ・ 見積書の記載内容の明確化

申請時に添付する見積書に対象品目名、単価、数量、金額を具体的に記載させるようにした。

- ・ 請求時における納品書(写)の添付義務化

市への請求時において、請求書に本人の受領印のある納品書の写しを必ず添付させるようにした。